

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

当局より、振興センター長、馬場一義君の欠席の届け出がありました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、議案第10号 只見町議会議員及び只見町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 議案の説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

[資料配付]

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（増田栄助君） それでは、議案第10号 只見町議会議員及び只見町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今般、物価の変動等を鑑みまして、公職選挙法施行令のほうで改正となり、選挙運動用の自動車の使用等の公営に要する経費について引き上げをさせていただくものでございます。

資料のほうご覧いただきたいと思います。

今回、条例の第4条第2号でございますが、この分、選挙運動用の自動車の使用についての部分でございます。一般運送契約以外の契約ということで、一般の借上げ等の費用になりますが、借上料が現行の1万5,800円から1万6,100円に、燃料費のほうは7,560円が7,700円にと引き上げさせていただくものでございます。

条例の第8条、第9条については、選挙運動用のピラにあたります。一枚あたり7円51銭を7円73銭とさせていただくものです。

条例第12条におきましては、選挙運動用のポスターでございますが、改正後、405円99銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に23万7,188円を加えた金額を掲示場

の数で除して得た金額ということで、計算しますと一枚あたり5,453円とさせていただくものでございます。現行は5,349円でございます。

附則のほうで、施行日につきましては公布の日から施行させていただきまして、適用におきましては公布日以降、施行日以後ですね、に告示される選挙から適用させていただくということで改正をさせていただくものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第10号 只見町議会議員及び只見町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第2、議案第11号 只見町個人情報の保護に関する法律施行条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） それでは、議案第11号 只見町個人情報の保護に関する法律施行条例についてご説明申し上げます。

今般、国の個人情報の保護に関する法律の改正等に伴いまして、これまで国、民間、地方公共団体がそれぞれ規定していました個人情報保護制度につきましては、新たな個人情報保護法に一本化をして同一の法の規律によって取り扱われることとなりました。

その法律を施行するにあたりまして、町の条例で定めなければいけない部分について、今回、法律施行条例ということで新たに設けさせていただくものでございます。

第1条 趣旨につきましては、個人情報の保護に関する法律の施行に関して定めております。

第2条 定義でございますが、この条例で使用する用語については、個人情報の保護に関する法律施行令また個人情報保護法の例によるとしてございます。

第2項におきましては、町の機関ということで、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会もしくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員ということで定めてございます。

第3項におきましては、町の機関等ということで、町の機関に加えて財産区を加えるというものでございます。

第3条におきましては、開示決定等の期限に関する特例といった中身で、個人情報保護法におきましては開示請求等の決定期限の基礎については30日以内となっておりますが、現行条例におきまして町の規定が15日以内となっておりますから、それに合わせまして初日を含まず14日以内ということで定めさせていただくものでございます。

第4条でございますが、開示請求に係る手数料ということで、個人情報保護法におきましては開示請求等に係る手数料の額を条例で定めるとされてございます。町では従前から手数料、この部分については無料としてございますので、引き続き無料と決定をさせていただくものでございます。

第2項におきまして、写しであったり送料等の実費については、従前どおり負担をいただくということで規定をさせていただいております。

第5条でございますが、審査会の諮問ということで、町の機関等が只見町情報公開及び個

個人情報保護審査会に諮問する内容を4点ほど規定をさせていただいているものでございます。第1号におきましては、個人情報の取り扱いに関して定める条例等について、その規定や改正、改廃を行う場合としてございます。第2号におきましては、個人情報保護法第66条第1項又は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づいて講ずる措置の基準を定める場合。第3号におきましては、町の機関等において個人情報の取り扱いに関する運用上の細則等を定める場合。第4号におきまして、その他個人情報保護法第3章第3節の施策を講ずる場合で、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときというようなことで定めさせていただいております。

附則でございしますが、第1条でございします。施行期日を令和5年の4月1日から。

第2条におきましては、現行の個人情報保護条例の廃止をさせていただくものでございします。

第3条におきましては、現行の個人情報保護条例を廃止するにあたって経過措置を定めているものでございします。

第4条におきましては、只見町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部改正ということで、保護法の改定に伴いまして文言の整理をさせていただいております。

第5条におきましては、只見町情報公開条例の一部改正ということで、これにつきましても法改正に伴いまして文言の整理をさせていただく。

第6条においては、情報公開条例の一部改正に伴う経過措置ということで定めさせていただいているものでございします。

以上、説明申し上げましたのでよろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第11号 只見町個人情報の保護に関する法律施行条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第12号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田 功君） 議案12号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

只見町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中、40万8,000円を48万8,000円に改めるものであります。

お配りいたしました資料をご覧ください。

新旧対照表でございます。

改正後ご覧いただきたいと思っております。第6条でございます。第1項 被保険者が出産した

ときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給するものであります。改正前は右をご覧くださいと思いますが、40万8,000円でした。

一枚おめくりいただきたいと思いますが、2ページ目でございます。

こちらのほう、引き上げに伴う関係政令等の改正内容についてという資料でありますけれども、2ページ目の下のほうをご覧くださいと思います。

第2 改正の内容ですけれども、健保令の改正関係ということで、出産育児一時金の支給について、健康保険法第101条の政令で定める金額として健保令第36条に規定する40.8万円を48.8万円にすることとしてございます。3ページをご覧くださいと思います。右側になります。2番でございますけれども、1を踏まえて、国保条例等の改正をすることということで、これに基づきましての改正でございます。

説明は以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第12号 只見町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第13号 只見町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 説明の前に資料の配付の許可をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（星一君） 議案第13号 只見町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

只見町町営住宅条例の一部を次のように改正したいものです。

まずもって、第57条の次に次の章名を付するということで、第5章 補則というものを追加をしたいもの。また、別表上ノ原の項位置の欄中、只見町大字只見字上ノ原1760番地を削り、同項戸（棟）数の欄中、1戸建1棟を削るものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

お渡しいたしました資料のほうをご覧をいただきたいと思います。まず、文面にございましたとおり、57条の次に第5章 補則をまずもって追加をするもの。さらには、令和4年度の9月補正をもって予算議決をいただきました上ノ原の1戸建1棟住宅について解体が終了したもので、今回、その住宅について別表から削除をしたいという内容でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第13号 只見町町営住宅条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第5、議案第14号 只見町辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） それでは、議案第14号 只見町辺地総合整備計画の策定についてご説明をさせていただきたいと思っております。

来年度、5年度から令和9年度までの5年間、三つの辺地の計画を新たに策定をお願いするものでございます。

まず1点目が、蒲生・叶津辺地総合整備計画、それから黒谷入辺地総合整備計画、3点目として二軒在家・塩ノ岐辺地総合整備計画でございます。

それぞれの計画書についてご説明をさせていただきます。

一枚おめくりいただきたいと思っております。

資料、横となっておりますが、まず1点目、右上に、只見町蒲生・叶津辺地となつてご

ございます。こちらの辺地、同じく5年度から5年間、計画を策定させていただくものとなっております。辺地法に基づき、財政上の計画を策定するものでございます。

交付税の算入率は、この計画に基づくものは8割となっております。

辺地の概要を1として記載をさせていただいております。なお、(3)の辺地度点数140点となっております。この計画には100点以上の辺地が該当になりますので、点数によりまして、その該当する部分を計画とさせていただいております。

裏側、おめくりいただきたいと思います。

2番の公共的施設の整備を必要とする事情については、この辺地に関する事情についてでございます。

下のほうにまいりまして、3. 公共施設の整備計画、5年間の整備計画がこちらのほうに記載をさせていただいております。合併浄化槽の整備事業、除雪機械格納車庫整備事業、橋梁長寿命化事業、道路新設改良事業ということで、それぞれの事業費、それから辺地対策事業債の予定額をこちらのほうで計画として記載をさせていただいております。

続きまして、一枚おめくりいただきたいと思います。

2点目の黒谷入辺地でございます。黒谷入辺地につきましては、令和4年度で黒谷辺地が終了となりました。今般、田島町までの直通バスが走ることによりまして、黒谷地区全域での辺地の整備計画がどうしても度数算定上、点数が届かないということで、黒谷入を切り取りさせていただきまして、辺地ということで計画をさせていただいております。

一枚おめくりいただきたいと思います。

裏側、2番目、公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、黒谷入辺地の状況となっております。

3番、公共施設の整備計画です。5年間の整備計画につきましては、合併浄化槽の整備事業、橋梁長寿命化事業、道路新設改良事業、林道改良事業としまして、それぞれ予定されております事業について計画として記載をさせていただいております。

もう一枚おめくりいただきまして、3点目の計画です。

3点目は二軒在家・塩ノ岐辺地となっております。辺地の概要については(1)のとおりとなっております。辺地度の点数としては140点となっております。

裏側、一枚おめくりいただきまして、2番の公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、この辺地の概要について記載をさせていただいております。

その下、3番、公共施設の整備計画です。5年間の整備計画が、合併浄化槽の整備事業、橋梁長寿命化事業、道路新設改良事業ということで、それぞれ3事業の事業計画についてこちらに記載をさせていただいております。

以上、新たに5年間、計画を策定する辺地の計画となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第14号 只見町辺地総合整備計画の策定については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第6、議案第15号 只見町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） それでは、議案第15号 只見町辺地総合整備計画の変更についてご説明をさせていただきます。

現在、令和2年度から令和6年度まで策定されております塩沢辺地の総合整備計画を変更するものでございます。

事業内容、一枚おめくりいただきたいと思えます。

総合整備計画ということで、辺地の概要、現在の塩沢辺地の字、それから点数163点ということで、一枚目に記載をさせていただいております。

裏側をご覧いただきたいと思えます。

今回、変更となります公共的施設の整備を必要とする事情について、こちらのほうに記載をさせていただいております。下から3行目となります。アンダーラインが引かせていただいておりますが、河合継之助記念館の関連施設の整備ということで、今回追加をさせていただくための計画変更のご提案でございます。

その下、3. 公共的施設の整備計画ということで、現在、合併浄化槽の整備事業の計画に合わせまして、河合継之助記念館の整備事業ということで、事業費400万円を追加をさせていただき変更をお願いするものでございます。

説明については以上です。よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 整備計画なんで、何がどうかという話ではないですが、河合継之助の整備事業は、具体的な内容はどんなもので事業化されるのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 河合継之助記念館の整備事業ということで、大きなところは河合継之助記念館上がりまして、山塩の記念館のところの、あの見晴らし台がございます。この見晴らし台にはですね、転落防止の柵があるわけでございますけれども、これが毎年、雪で段々段々、国道側のほうに押し去っているといったような状況の中で、この改修が必要になってきております。この改修に相当金額がかかるといったようなところもございませ

て、この改修を中心といたしました整備事業ということで400万円、辺地債を活用させていただきます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第15号 只見町辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第7、議案第16号 令和4年度只見町一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） それでは、議案第16号 令和4年度只見町一般会計補正予算（第13号）についてご説明申し上げます。

まず第1条、歳入歳出予算の補正ということで、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,176万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億2,913万

7, 000円とするものでございます。

第2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分またその金額、補正後の歳入歳出予算の金額につきましては第1表 歳入歳出予算補正として定めてございます。

第2条としまして、第2表で継続費の補正を今回お願いしてございます。

第3条としましては、第3表におきまして繰越明許費をお願いしてございます。

第4条でございますが、第4表におきまして債務負担行為の補正をお願いしてございます。

裏面、第5条でございますが、第5表としまして地方債の補正をお願いしてございます。

1ページ、第1表でございます。

歳入でございますが、町税から2ページ目の町債まで、今回、補正額としまして合計1, 176万5, 000円の減額となっております。

歳出でございますが、総務費から、これも予備費まで合わせまして1, 176万5, 000円の減額としてございます。

5ページ目です。第2表 継続費の補正ということで、今回、土木費におきまして建物提案型公営住宅の買取事業、補正前、総額2億4, 000万円で、年割額におきまして令和4年度が2億1, 400万円、令和5年度が2, 600万円ということで継続費を設定させていただいておりましたが、事業費の減額等によりまして、補正後におきましては令和4年度が2億465万5, 000円、令和5年度が2, 650万8, 000円で、総額が2億3, 116万3, 000円ということで変更させていただくものでございます。

6ページ目、第3表 繰越明許費でございます。総務費におきましてはアルコール検知器の整備事業。また、財務会計システムの改修事業。農林水産業費におきましては森林の分校ふざわ施設改修事業。土地改良運営事業。商工費におきましては只見スキー場の管理事業。土木費におきましては道路橋梁長寿命化事業。また、克雪対策事業、集会施設整備事業。教育費におきまして給食センター設備改修事業ということで、それぞれ記載の金額を繰越明許費として繰り越させていただくことでお願い申し上げております。

第4表におきましては、債務負担行為の補正ということで、道路補修、道路新設改良事業、集会施設整備事業ということで、早期発注を行うため債務負担行為をそれぞれ令和5年度を期間として設定をさせていただくものでございます。

8ページですが、第5表としまして地方債補正ということで、記載がございまして、緊急防災・減災事業から臨時財政対策債まで、現在見込みで限度額の変更をさせていただくもので

ございます。

9 ページから事項別明細書となっております。

11 ページのほうからご説明をさせていただきたいと思います。

まず町税でございますが、個人町民税につきまして年度末までの見込みで134万5,000円ほど増額をさせていただいております。

地方特例交付金につきましては、減収補てん特例交付金、住宅ローン減税の部分でございますが、実績に基づきまして減額をさせていただいております。

地方交付税でございます。普通交付税でございますが、今回、追加交付がございまして、5,499万6,000円ということで増額をさせていただくものでございます。

以下、分担金については事業確定に伴う分担金の増額。

国庫支出金、国庫補助金、県補助金につきましては、それぞれ事業の完了見込み等に基づきまして増減、積算をさせていただいているところでございます。

県委託金の歩道除雪委託料についても同様でございます。

財産売払収入につきましては不用品売払ということで、今回、ドーザーとグレーダー、2台を売払を行いましたので、その部分の増額です。

寄附金におきましては企業版のふるさと納税寄附金、2件分の増額でございます。

基金繰入金につきましては、それぞれ目的に沿って増減をさせていただいておりますが、財政調整基金のほうで5,000万円、今回増額をさせていただいております。

14 ページ、雑入におきましても、年度末に向けた見込み、また実績によりまして増減をさせていただいているものでございます。

町債におきましても事業の確定等によりまして、事業費に基づきまして記載の減額補正をお願いしてございます。

15 ページから歳出となります。

総務費、一般管理費におきましては年度末までに向けて事業完了等に伴いまして不用額の減額をさせていただいております。文書広報費におきましてもCM大賞に関する部分について減額をさせていただいております。財政管理費については旅費。財産管理費については火災保険料。また、付帯設備の撤去工事ということで完了に伴いまして減額をさせていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） その下、15ページ最下段となります。

6目、企画費でございます。報酬、会計年度任用職員の報酬につきましては事業の見込みで減額をさせていただいております。16ページ目にまいりまして、職員手当、7節、報償費、需要費、役務費等々につきましても同じく事業の年度に基づく精算でございます。その下、委託料、移住定住プロモーションも事業完了に伴いまして減額をさせていただいております。18番、負担金、補助及び交付金です。負担金、地域おこし企業人交流プログラム。それから補助金は空き家解体、U・Iターン促進事業ということで、それぞれ、17ページ目の住宅用太陽光発電システム設置事業補助金まででございます。年度末の推移等見込みまして完了した事業等については減額。それから残りは見込みで減額ということで、こちらのほうに記載をさせていただいております。

17ページ目中ほどから、7目、ユネスコエコパーク推進費でございます。こちら報酬から17ページ目の最下段、備品購入費まで、それぞれの項目について年度末の見込みで減額もしくは事業の完了で減額ということで提案させていただいております。一枚おめぐりいただきまして18ページ目です。18の負担金、補助及び交付金ということで、こちらにつきましては自然首都・只見学術調査研究事業の助成金が額が確定いたしましたので減額をさせていただいております。

その下、8目、ブナセンター費でございます。こちら1の報酬から12の委託料までございます。こちらにつきましても年度末事業完了等もしくは見込みによります減額ということで、こちらのほうにそれぞれ項目を出させていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 続きまして、情報システム管理費でございますが、今回、大赤沢地内の国有地を借り上げて作業道等に使っているわけですが、その測量につきまして、水道、簡易水道と一緒に発注をさせていただいて、測量業務を委託する予定で進んでおったところですが、営林署との協議がなかなかちょっと時間がかかって整わなかったということで、情報管理システムでの部分での測量部分については、今回、減額をさせていただくということで計上を落とさせていただいているものでございます。

只見振興センター費でございますが、各種行事等の年度末までの完了見込み等によりまして減額をさせていただいております。

朝日振興センター、明和振興センターについても各種行事等の完了見込み等によって減額

をさせていただきます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 20ページ上段になります。13目、交通安全対策費でございます。報酬から旅費まででございますが、事業終了に伴います残額の整理で減額をさせていただきます。

続きまして、款の2の賦課徴収費のほうでございます。旅費につきましては、出張機会の減額に伴いまして、実績に合わせまして減額をさせていただきます。13の使用料及び賃借料につきましては農地の研修のためのバス借上げとしておりましたが、コロナの関係でこれを中止した関係で今回減額をさせていただきます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 21ページ、選挙費でございます。

参議院議員通常選挙、また県知事選挙、執行残について減額をさせていただきます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 21ページの下段になります。

民生費の社会福祉総務費であります。全体で230万5,000円の減額になってございます。報償費、旅費、次ページにいきまして役務費、18負担金、補助金につきまして事業完了に伴う見込みによります減額になってございます。19扶助費でございます。物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援給付金で187万6,000円の減額になっております。こちらのほう、9月の補正で660世帯分を想定しまして462万円の計上をいたしました。実際、対象となった方なんですけれども、非課税世帯で、非課税世帯が660世帯ということで見込んで計上いたしましたけれども、実はその非課税世帯で、且つ、そのほかに要件が四つほどありまして、65歳以上の高齢者のみで構成する世帯。こちら366世帯。障がい者世帯、21世帯。ひとり親世帯、3世帯。生活保護世帯、2世帯ということで、合計で392世帯が該当となりましたので、その分の減額でございます。

続いて、老人福祉費でございます。こちらのほう、配食サービス委託料で124万7,000円の減額となっております。こちらのほう、当初予算でこの計上をいたしましたけれども、予算委員会の中で町からの委託事業と、社会福祉協議会の独自事業と二つあるという、

こういう状況について、調整が必要なのではないかという意見がございました。それを受けまして、社会福祉協議会と協議をいたしまして、社会福祉協議会の令和4年度から5ヶ年の社会福祉充実計画に配食サービスを位置づけて、社会福祉協議会事業として実施することになりましたので、こちらのほう減額ということになりました。

続いて、5目の老人保健費でございます。介護老人保健施設特別会計操出金でございます。6,501万円でございますけれども、こちらのほう介護老人保健施設運営基金。こちらのほうがなくなってきました。これまで、こちらのほうの基金から令和3年度には6,130万、令和2年度には5,060万、令和元年度には3,550万、基金を老人保健施設の運営基金から繰り入れておりましたけれども、そちらのほう底をついてきましたので、一般会計からの操出をお願いするものでございます。この主な要因といたしましては、この散会につきましては、コロナの影響によります利用者の減による収入減がでございます。そういうこともございますが、経営改善を図りながら、今後とも健全運営に努めていきたいというふうに思っております。

続いて、款の3の民生費の目の1の児童福祉総務費でございますけれども、22の償還金につきましては、令和3年度の子育て世帯生活支援特別給付金の返還金でございます。

そして、23ページになります。保育所費でございます。補正額579万8,000円の減額になってございます。こちら年度末を見込みましての減額でございますけれども、10の需要費、修繕費につきましては明和保育所の給湯関係の修繕がありますので、こちらのほう増額をさせていただいております。

続いて、24ページであります。予防費、保健衛生総務費、操出金につきましては公債費の簡易水道の操出。

続いて、予防費でございますけれども、扶助費、出産・子育て応援給付金25万円の計上を、不足が生じたのでお願いするものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 24ページの中段、3環境衛生費でございます。1報酬から役務費までにつきましては、これはあの、事業終了に伴います残額の整理をさせていただくものでございます。工事請負費でございますが、これは亀岡地内の浄化槽配水管布設工事の分の残額の整理ということであげさせていただきます。18負担金、補助及び交付金でございますが、これにつきましても実施に伴います残額の整理をさせていただくものでござい

す。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 5目、保健センター費でありますけれども、非常勤職員報酬ということで27万8,000円。除雪オペレーターの分でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 25ページにまいりまして、款の6、農林水産業費です。

2目の農業総務費ですが、超勤手当の補正をお願いしたいものです。こちら57万でございますが、主に健保事業の開始に伴う事務量の増加によるものでございます。よろしくお願いいたします。

3目、農業振興費でございますが、事業確定による減でございますが、負担金、補助の中段、夢ある農業応援事業補助金で1,676万9,000円の減額ということで、本年度からの事業開始、10アール以上の販売農家への支援でございますが、見込みよりも少なかった。17件の、約1,000万弱ほどの補助額で、残額を今回整理をさせていただきたいものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、4目、山村振興費でございます。工事請負費につきましては事業実績に伴います不用残の減額。負担金、補助につきましては産業振興対策補助金ということで、1件100万円の実績がございましたが、残額の減額をお願いしたいものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 7目、農地費でございます。負担金、補助及び交付金。県営圃場整備事業負担金210万円の増でございます。こちらにつきましては国の補正予算により、梁取地区に1,000万円、只見地区に1,100万円の事業費がつきまして、その10パーセントの負担金ということで今回増額をお願いしたいものでございます。操出金については集排特会への公債費の操出でございます。

9目、国土調査費でございますが、確定による減でございます。

26ページにまいりまして、中ほど、林業費。1目、林業総務費でございますが、1節、

報酬から18節の負担金、補助まで、事業確定によります減額でございます。

2目、林業振興費、27ページにもありますが、こちらにつきましても事業の確定によります減額でございます。

林道費につきましても同様に事業確定による減額でございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） それでは、27ページ下段となります。7款、商工費でございます。

1目、商工総務費でございますが、超勤手当203万6,000円の増額をお願いしたいものでございます。これにつきましては大きな要因といたしまして、駅前賑わい創出事業を中心といたしまして、観光商工部門で大きな主要業務が重なっております、その事業増といったようなところで不足が見込まれますので、今回補正をお願いしたいものでございます。

2目、商工振興費でございますが、新型コロナウイルス対応基金のほうの利子収入、端数分の調整としまして1,000円の増額をお願いしたいものでございます。

3目、観光費でございます。1節、報酬から、28ページの8節、旅費につきましては地域おこし協力隊の配置替えといたしますか、年度途中での退職等々に伴います会計年度任用職員の執行見込みによりまして減額をさせていただきたいものでございます。12節、委託料につきましても執行見込みによりまして、事業実績もしくは執行見込みによりまして減額をお願いしたいものでございます。工事請負費。恵みの森木橋の設置工事につきましても執行見込みによりまして減額。負担金、補助につきましても執行見込みによりまして減額をお願いしたいものでございます。

4目、ふるさと交流費につきましても執行見込みということでございますが、柏市の柏まつりのほうの中止等々によりまして減額をお願いしたいものでございます。

観光施設費につきましても、それぞれ執行見込みによりまして減額をお願いをしたいというところでございます。委託料、工事請負費、備品購入費につきましても、現在までの執行の実績もしくは執行見込みによりまして減額をお願いしたいものでございます。

6目、只見スキー場管理費でございます。毎日杯の賞品につきましては、報償費につきましては、大会の中止。また備品購入費につきましても執行残の減額をお願いしたいものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 29ページ下段でございます。款の8、土木費。

1目、道路橋梁総務費でございますが、確定による減でございます。

2目、道路維持費でございますが、委託料。町道除雪委託料1億1,500万円の増でございます。こちらにつきましては本年、浅雪ということもございますが、例年、今シーズンについては浅雪なんでございますが、昨シーズン、雪が多かったということで春先除雪での費用、5,000万円程度の執行があったこと。さらには現行予算が、今、1億9,700万円ということで、まだ2月の除雪が委託料確定はしてございませんが、その中でほぼほぼ現行の予算額が満了する、と見込まれております。昨年度、3月でございますが、除雪と押し戻しの関係で9千数百万ほど執行を、昨年度もございました。本年度につきましては、押し戻しは例年どおりあるということと、直営オペが全て委託除雪ということになった関係もございまして、3月分を1億1,500万円ほど補正をさせていただいて対応をさせていただきたいというものでございます。

4目、道路新設改良費でございますが、確定による減でございます。

5目、橋梁維持費につきましては財源内訳の補正でございます。

30ページにまいりまして中段、3項の河川費。1目、河川費でございますが、こちらにつきましても事業確定による減額でございます。

下段、住宅費。1目、住宅管理費でございますが、こちらにつきましても確定による減額でございますが、工事請負費954万8,000円という大きい金額ですが、こちら契約請け差による減でございます。16節の公有財産購入費、建物購入費でございますが、本年度契約事業確定によります934万5,000円の減額でございます。

31ページにまいりまして、5項、町づくり事業費の1目、集会施設整備費でございますが、確定による減額でございます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 31ページ中段、消防費でございます。非常備消防総務費でございます。備品購入費につきましては小型動力ポンプ3台分の請差の残額の整理をさせていただきたいものでございます。負担金、補助及び交付金で負担金のほうでございますが、これ、施設の保守と、あと修繕費を年度当初、予算をいただいたところだったんですけども、これ、県のほうで保守及び修繕していただくものだったんですけども、今年度の修繕がちょっと

できないということ。そして、来年度に修繕をまわすということで、一旦、3月補正で修繕分に相当します93万9,000円を減額をさせていただくものでございます。続いて、操出金のほうでございますが、消火栓工事費ということで、町内3箇所やりまして、その残額分の整理をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） 10款、教育費でございます。

1項、教育総務費。1目、教育委員会費でございますが、8節の旅費30万円の減額ですが、こちらは実績見込みによります減額となっております。

2目、事務局費でございますが、3節の職員手当等ですが、超過勤務手当ですが、こちら若干、不足の見込みとなりますので、20万円の増額をお願いするものです。期末手当につきましては実績見込みによる減額でございます。8節の旅費から、32ページになります13節、使用料及び賃借料につきましては実績見込みによります減額となっております。14節、工事請負費でございますが、こちらは原の教員住宅の車庫改修工事、それから宮前の教員住宅外壁の塗装工事、こちらのほうが完了しましたので減額をするものでございます。

17節の備品購入費でございますが、こちらは町の教員住宅のエアコンを設置させていただきました。完了に伴う減額でございます。

5目、奥会津学習センター費。17節の備品購入費ですが、こちらは居室のエアコンと、あと看護室のエアコンの設置を行いました。その完了に伴う減額でございます。

続きまして、2項、小学校費。1目、学校管理費、それから2の教育振興費でございますが、こちらのほうは実績見込みによります減額となっております。

続きまして、33ページにまいりまして、3項、中学校費、学校管理費でございますが、こちらの実績見込みによります減額となっております。

4項、社会教育費。1目、社会教育総務費でございますが、こちらにつきましては1節の報酬でございますが、会計年度任用職員、不足見込みがございますので、15万円ほどの増額をお願いするものです。18節、負担金、補助及び交付金。こちらは町の文化祭実行委員会の実績に伴う減額でございます。

2目、放課後児童対策費ですが、こちらにつきましても実績見込みによります減額となっております。

34ページにまいりまして、ただみ・モノとくらしのミュージアム費でございます。1節の報酬でございますが、地域おこし協力隊の報酬が不足見込みとなりますので増額をお願いするものです。12節の委託料ですが、除雪業務の委託料としまして本年度、施設管理を初めてやるというようなところもございます、今後、押し戻し等の不足を生じますので増額をお願いするものです。17節の備品購入費につきましては購入完了に伴う減額をするものです。

5項、保健体育費、2目、体育施設費でございますが、14節、工事請負費でございますが、こちらのほうは町下の野球場及び町民体育館の照明をLED化する工事でございます。こちらのほう完了しましたので減額をさせていただくものです。

3目の給食センター費でございます。役務費、それから12節の委託料につきましては実績見込みによります減額をさせていただくものです。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 35ページにまいりまして、11款の災害復旧費でございます。

1目、農地農業用施設現年災害復旧費でございますが、財源内訳の補正をお願いするものです。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 予備費でございますが、1,584万5,000円減額をさせていただいて調整をさせていただきました。

36ページ以降につきましては給与費明細書、記載してございますのでご覧いただきたいと思っております。

以上、補正予算のご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 三つほどあります。

一つ目は、これはあの、私の感覚で物を申し上げて大変失礼なんです、18ページの情報管理システムで100万の、これあの、聞き違いでなければ、事業ができなかったのを落

としたということだそうですが、相手は協議が整わないのは役所、つまり営林署。お互い役所同士のその神器といいたいでしょうか、お互いの暗黙のルールと言ったら恐縮ですが、私もあの、職員時代には長い間、営林署とお付き合いしまして、無理難題を通していただいたこともありまして、その辺、営林署がこれを承知しなかったという理由が何であるか。それ一つお伺いします。

あとあの、28ページの旅費、これは地域おこし協力隊についてなんですけども、これあの、観光筋というよりは人事の関係で、地域おこし協力隊というのは兼職の禁止規定、つまり役場の公務員の仕事をしていれば、兼職の禁止規定が当てはまるかどうか。例えば、農業、役所に、いわゆる役場職員として勤めていて、空いた時間に農業のお手伝いをするとか、そういうことで、それを一つの職業とすると、いわば農業の兼職規定と同じような意味であります。地域おこし協力隊が県職の規定に当てはまって、兼職届出しなければならない、役場に勤めた場合ですよ。あるかどうか。これをお伺いします。

あと三つ目について、工事請負費で1,697万、言ってみれば1,700万。これを今で補正されるということになりますと、何故今、この強大な金額ですな、これが当初予算なり、ないしは6月、ないしは事業年度の前半にわかる、ないしは当初に見積もりをしてわかれば、1,700万というお金はほかの事業に使えるということで、ここで落とすということが1,700万ほど死に金になると私は承知しますが、何故ここで、1,600万を落とさなければならなかったのか。そういう予算の過大見積もりではなかったのかと、そういう観点でお伺い、この三ついたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） まず1点目の測量設計委託に係る減額でございます。当初、水道特別会計のほうで、その大赤沢地内の水源地だったかと思いますが、その部分の辺地を行うと。で、総務課部分としましてはアンテナに通じる作業道といいますか、その敷地をお借りしてまして、その部分の測量設計を一緒に発注するという事で総務課のほうから100万円の操出をさせていただいた予算をいただいております。営林署と協議をさせていただく中で、今回、作業道の入り口部分が災害復旧、過年の災害復旧によって当初の形状と変わっているということが判明をいたしました。その部分の経過等々を営林署と協議をしている中で、ちょっと今年度、その総務課部分の測量を一緒にすることが、ちょっと時間的に困難になったということで、水道の部分だけは完了させていただいたんですが、総務課の部分がち

よっと手を付けられなかったということで、それを今継続して協議をさせていただいて、今後、予算をいただいてまたお願いしたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

あと2点目の地域おこし協力隊の兼業という部分でございます。会計年度任用職員につきましては、フルでお願いしている部分については兼業の届けをいただくということになっております。パートの方につきましては出していただかなければならないということにはなっておりませんが、一応あの、届けをしていただいて、役場のほうでは確認をしていただいて、一応、了解をしているということで運用をさせていただいているところでございます。

○7番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○総務課長（増田栄助君） 一応、届けをしていただいて、許可をさせていただいているということでご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） 34ページの保健体育施設費の工事請負費の減額の件ということでございますが、こちら町下野球場のLED化の工事につきましては12月に終了を、工事完了となっております。それから町民体育館のほうにつきましては2月に工事が完了しているということになっておりまして、その差額ということで今回減額をさせていただきました。当初予算ではしっかりと業者のほうから見積もりをいただいて、その金額に合わせまして予算化をしておりますが、入札の中で安く入札になりましたので、こういったような状況になっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 完了したからわかったという説明ですが、確かあの、町の財務規定では、契約と同時に負担行為を起こすということだと今も承知しておりますが、変わったなら別ですが、完了しなくて契約、負担行為を起こした時点で、その差はわかったんですが、契約して、負担行為を起こした時期はいつなのか。その時期からこれまで、おそらくその工事期間も含むでしょうが、これだけのお金があれば、ガソリン高騰、灯油高騰、ないしは高齢者福祉、1,700万ですから、ほかの事業に有効活用できたはずです。そこがなんとも私としては理解できないわけです。今の説明はしたがって完了時点でわかったという説明だったので理解できません。財務規定どおりであれば、今も変わってなければ、負担行為を起こす時期というのは決まっていますから、その時点で、その後、負担行為に変更がなければ決ま

っていたはずであります。今こうした1,700万の金が残っているということは、その経過の中で負担行為の変更はなかったものということですから、これはあの、非常にもったいないなど。年度当初の予算が一つの科目でこれだけの予算が不用額で落とされるということは、私、過去に経験がないんですが、この辺、責任を問うという意味ではありませんが、町の仕事として、ほかの仕事ができるなという観点からお伺いすれば、逼迫した高齢者ないしは生活弱者も、言い方悪いですが、生活弱者とあえて言わせてもらいますが、町単の仕事もできるはずですが、この辺の詳しい説明をお伺いしたい。まずあの、完了時点でわかったということには納得できませんので、よろしくお願ひします。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） 確かにあの、入札をしまして負担行為を起こした段階で減額すればよかったのですが、負担行為を当初起こしましたのが8月の10日になります。その後、11月の1日に変更の契約を、町下球場ですが、町下球場のほうは11月の1日に変更の負担行為を起こしてございます。

それから町民体育館につきましては11月30日に負担行為を起こしまして、1月の17日に変更の負担行為を起こして今に至るということになってございます。すみません。町民体育館は2月の9日に変更の負担行為を起こさせていただいてます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

3回目。

○7番（酒井右一君） 11月なり、言ってみれば9月議会の後で負担行為ということでしょうが、負担行為を起こさなければならない事実が、これ工事ですから、当然、降雪期にはなかなか難しいんで、おそらく9月の辺でこういった話が情報筋では出ていたと思います。そして、9月、その後、12月と議会があるわけですが、その間、各委員から、灯油代補助ですとか、物価の値上がりですとか、非常に状況が苦しいなという訴えがあったわけです。なんとかその、何らかの手段で支援できないかという話があったにもかかわらず、その、いわゆるバックグラウンドでこのような巨額な金額が余剰金として発生するという事実を私はやっぱり悔しく思います。この辺はやはり、町長の姿勢も伺っておかないと、9月ないしは12月月の議会で皆さんが生活支援対策訴えたにもかかわらず、それあの、たかが知れてましたよ。燃料補助なんか2・300万の世界でしたから。これ、あれでしょう、数倍ですわな。そういう意味で、これあの、事情わかりましたが、町長に見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） この度の教育委員会所管の体育施設費に関する1,697万という多額の減額補正のその時期につきましては、議員おっしゃるように、債務負担行為を行った時点でわかるはずですから、その時点から速やかに手続きに入るべきものであったというふうには私も思います。と思いますが、それがその通りなされていないことは誠に申し訳なく思うとともに、今後あの、財政担当課長である総務課長のほうにもその辺の確認、指導等を内部で徹底して、教育委員会に限らず、全てにわたって、このように貴重な財源を有効に活用するタイミングについても非常に残念だという、悔しいというお話いただきました。まさにおっしゃるとおりだと思いますので、このような予算執行のあり方につきましては十分反省しまして、今後活かしてまいりたいと思いますので、お詫び申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

8番、酒井正吉郎君。

○8番（酒井正吉郎君） 28ページですが、恵みの森木橋設置工事。これマイナス156万7,000円となっておりますが、これはあの、随意契約だったのか。そして、ここはあの、非常にあの、人気のある場所ですので、今後、もし、もし、施工されなかったと思うんですが、今年度は再度、施工される予定があるのか。

それで昨年、実は菅家議員の、このことについて確か意見があったと思うんですが、役場のほうとしては、これを木橋、小さいことですが、非常に安全のために大切なものだから、これはやらなきゃならないって確か、言われていたと思いますので、その辺、随意契約と再度挑戦されるのかお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 恵みの森木橋の設置工事につきましては、この工事、発注のほうに至りませんで、内容といたしましては、やはり、木橋のほうが悪くて流失してしまっておって、こちらに木橋を再度設置するというものでありましたけれども、その流失が再度懸念される状況がございました。そういった中で工法であったりだとか、そういったところを検討をさせていただいておりましたが、最終的にその検討に時間がかかりまして、期日まで、というか、ある程度、季節が、こういった皆様に使っていただけたところまでにちょっと調整が整わなかったというようなことで、今年度についてはちょっと実施ができなかったといったような状況がございました。現在、恵みの森のほうにはこの木橋を通らず、別のルー

トから今入っていただいているといったようなことで、恵みの森の入山に関しては、ある程度やっただいていただいているところでございますけれども、安全性も含めまして過去からご指摘をいただいておりますので、安全性であったり、あと耐久性であったり、そういったところ、再度検討をさせていただいて、今後、こういった木橋、恵みの森の安全通行といったような部分で対応をとらせていただければというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） ページ、22ページです。老人保健費なんですが、一般財源の操出金6,500万ということでした。大変大きな金額でありまして、なくてはならない施設で、それは承知しております。しかし、ちょっと金額があまりにも大きいので、この見込み違いというか、そして、この説明の中で、今後、経営改善を図るとことの説明でしたが、具体的にどのような経営改善計画があるのか。なければこれは、このまま推移すれば大変なことになるなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 介護老人保健施設に対する基金の操出でございますけれども、先ほども申し上げましたように、これまで施設の運営基金があつてまあ、令和3年度に6,100万ということで施設の運営基金から手当をしていたわけでございますけれども、そちらのほうはなくなってきたということでもあります。そういったことで今回、一般財源の操出を受けるとことになります。経営改善といたしましては、南会津会のほうで中長期計画というものを作っておりまして、それに基づいて進めるということで各施設取り組んでいるところでありますけれども、今般のコロナの影響によりましてなかなか思うように進んでいないというところもございます。そういったものもございまして、こぶし苑単体といたしましては、やはりあの、ほかの只見ホームは老健という施設なんですけれども、長期入所を基にしております。こぶし苑の場合は長期と短期と、の割合がどちらかという、はっきり言って人数決まってないようなところもありまして、50床の中で運営しているわけですが、今あの、運用の中では短期を、やはりコロナ過でなかなか入れるのが難しくなっている、長期の割合をこぶし苑の中で増やしていくということに取り組んでおります。

具体的には今まで35の長期を今40人にしているところでございまして、また、もう一つの懸念といたしまして通所のリハ、通所リハがあるんですけども、どうしてもその建物自体の構造、古い構造ですので、中期とか短期の入所だと、混じってしまうということで、そういうことを懸念しまして、その人数をコロナ禍から少し抑えているというようなところもございまして。そういったところをまあ、その通所のリハをどういうふうにしていくかというのも課題になっております。まあ、一番、すぐ取り組まなければならないものは、やはり50床あるというところで、常時、その50床を満床に近い状態にしていかななくちゃならないということが一番の取り組みですので、それを目指して、その体制を組みまして、来年度取り組もうということで職員一丸となって取り組みたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） その満床にする取り組みということですが、人数的に、マンパワー的に、満床にしても今、足りる人員なんですか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 現在、職員、介護員は1名、定員よりも減になってございます。そして、今、育児休暇の職員もありますけども、そちらの棟はパート職員や臨時職員で賄っております。マンパワー的にやはり、こういった中でも、この経営状況、やはり職員に説明しますと、やっぱり、頑張っていこうということですので、この中でやっていく、人数の中で満床に向けて取り組もうということで、一致団結して取り組んでまいりたいと思ひます。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

3回目。

○5番（中野大徳君） この件については、この後も聞く機会あると思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 6ページの繰越明許費について伺いたひと思ひます。

5 ページから継続費、繰越明許費、債務負担行為とございまして、繰越明許費というのはですね、何かしら理由があって年度内、支出が終わらない見込みがあるというふうに認識をしております。

この中で、わりかしこう、事業内に終わりそうな事業が少し見えるなというふうには主観的に思いますので、その終わらない理由というところ少し伺いたいなと思っております。

というのは、先ほど7番議員もおっしゃいましたが、その事業のスケジュールというものが少し、管理ができていないのかなというところが少し疑問に思うところであります。

観光費のところの西バンガローのところもですね、当初予算そのままがあがって、不用残ということであがっておりますので、そういったところというのが、計画はしているけれども、実施がきちんに行われていないのではないかという視点から物を申しておりますので、特にアルコール検知整備事業だとか、あと森林の分校ふざわの施設整備改修だとかというところは、普通に考えれば事業計画どおり、当初予算、当初の計画通りいけば、実施ができるのではないかなと思いましたので、そういった視点でご回答をお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 繰越明許費でございます。それぞれ事業によって理由が、降雪であったり、そういったことで繰り越さざるを得ないという部分について今回あげさせていただきました。

今ほどございましたアルコール検知器の整備につきましては、ちょっと契約時期は忘れましたが、早い時期に契約をさせていただいてございますが、なんともその、検知器の導入が全国的に重なってしまって、まだ納入時期がわからないと、年度内にはちょっと入荷しないというようなことで、今般、繰越をさせていただくものでございます。当初、10月1日からアルコール検知器の検査をしていくということでありましたが、これもやっぱり全国的に物が少なくて、なかなか導入できないということで、当面の間、それも延ばされているというような状況になってございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかの件はよろしいですか。

観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 先ほど発言の中で、進行管理といったような中で、当初予算の計上、そのままあがっているということで、西バンガローのエアコン設置工事の部分、まさにおっしゃるとおりでございまして、こちらのほうにつきましても事業の実施ができな

ったといったような内容でございます。内容といたしまして、エアコンの設置につきまして、実際、設置に向けて発注をしようとしたところ、電気工事、電気関連工事の中で電気の不足が見込まれるということで設計の変更が必要になってまいりました。その電気関係の設計のほうに手間取ってしまいまして、ちょっとエアコンの設置に間に合わないといったようなところもございまして、全体的な、キャンプ場、全体としての電気の供給の方法、こういったところをしっかりとしないと、このエアコン設置工事だけではなくて、もっと全体的な改修を図らないと、エアコンもしくはまた今後のキャンプ場の運営ができないといったようなところが見えてまいりましたので、今回、急ぎ、エアコンの設置だけをするということではなくて、電気関係ももう一度精査をさせていただいたうえで実施をしてみたいというふうに考えてのことでございます。当初にせつかく計上していただいたところ、そういった事情もございませけれども、実施ができない状況になってしまったことは大変申し訳ありません。今後、事業の精査をしながら、しっかりと対応をしてみたいというふうに考えます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 3月の補正予算というところはですね、そういったところを伺いたいなと思っております。期中の予算とは違って、事業の成果を少し見られる内容ではあると思いますので、ご説明のところは定例の議会のところの予算のものの、ような内容ですので、3月というのは特にそういったところの（聴き取り不能）そのチェックの機能を私のほうは見ておりますので、特にスケジュールのところと、そういった予算執行のところをしっかりとご説明を、そういった面のご説明をお願いしたいなと思います。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 1点目は27ページ、観光費の中の会計年度任用職員の430万の減。同じように、32ページ、小学校費の中の教育振興の中の会計年度任用職員900万の減についてお伺いします。

実際問題、これは予定していた会計年度任用職員が見つからないための減額かと思われませけれども、これによって、職務に支障は来さなかったのかなということと、その、何故そ

の職員が見つからなかったのかなという分析はどうされていますかということが1点。

それから、33ページの子どもクラブスタッフ謝礼。これも減額になっていますけれども、これはスタッフに不足があったのか、事業の回数自体が減ってきて、この減額理由になったのか、その辺を教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 27ページからの会計年度任用職員報酬の減額につきましては、本年9月をもちまして、地域おこし協力隊1名、年度途中で退任をしております。そういった関係もございまして、今回、減額ということになっておりますけれども、その分、正直申し上げまして職員のほうで分散対応といったようなことで対応させていただいてきました。そういったこともございまして、今回、若干、超過勤務等も不足を生じているといったような状況がございます。労務管理上、あまり好ましいことではないということは理解しているつもりではございますけれども、なんとかみんなで頑張って仕事をしてきております。そういったところ、ご理解をいただきまして、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） 32ページの教育振興費、報酬900万の減額ということですが、こちら議員おっしゃるとおり当初予算におきまして6名の特別支援員を予定しておりましたが、3名ということになっておりまして、募集はかけていたんですが、なかなか応募がなかったということになってございます。そういった中で学校の先生等々にもご協力いただきまして、現在、学校の活動を実施しているというところでございます。本年度におきましては、令和5年度の予算につきましては、若干、人数を減らして予算を組ませていただきました。

それから、33ページの子どもスタッフの謝礼ですが、こちら、やはり、こちらも人数がなかなかいないというところもございまして、コロナによりましてこども教室を休むというところもございましたので、実績見込みによります減額ということになってございます。よろしくお願ひします。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） やっぱりこれだけ世の中で働き方改革が言われている中で、どうしてもあの、そういった予定していた人員が不足してしまうと、現在いる職員でその分を賄わなければならないということで、大変あの、職員負担が増えてくるのではないかと思いますけれども、その辺のところ、集まらない、どうして集まらないのかという分析とか、そうい

った、今後どうするとか、そういった考えはございますか。

○議長（大塚純一郎君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 教育振興費の中での特別支援員の人員確保につきましては、これは毎年度、課題となっております。やはりあの、働き方の中で、やはりあの、子どもたちに、それもあの、支援が必要とする子どもたちに接するという責任の重さから、単純にその、簡単に労働ということには繋がりませんので、そういった面で募集してもなかなかその、そういった責任的な、重要視されてますので、非常にあの、集まりにくい状況にはあります。そうは言っても、それは教育に関係するものですから、学校を通してやはりあの、今後もあの、募集をして、そういった従事者を確保していく必要があるというふうに思っております。

またあの、子どもクラブのスタッフにつきましても同様であります。やはりあの、子ども達に接するという責任の部分では、非常にこう、自分から本当に子供たちの教育に接したいという、そういう想い、お金ばかりじゃなくて、そういう人との交流、子ども達の交流というところも重要視されるのかなというふうに思いますので、そういった点はまたあの、学校側とも十分に意見交換しながら、求める人材を広く募っていきたいというふうに思っております。またあの、そういった情報があれば議員の皆様方からも情報をいただければなというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

3回目。

○10番（鈴木好行君） 会計年度任用職員、一般的なことばかりでなくて、ちょっとお話飛躍してすみませんけれども、今朝ほども岸田総理が、保育士の働き方を見直すということで賃金のアップ等検討されるというお話をされておりました。ですから、保育士、看護師、あと介護士、それから現在のこういった会計年度任用職員、そういったいろんなスタッフ、募集をかけても集まらないということを深く認識していただいでですね、じゃあ、どういうふうになれば集まる環境をつくれるのかというのを考えるのが、やっぱり行政ではないのかなというふうに考えます。給与の問題もございませうし、それから働き方のその待遇の問題、それから人員配置の問題、いろんな、機構改革されることですので、そういったところも含めて、今後、どうしたら働きやすい職場をつくれるか、ということも念頭に入れて考えていっていただきたいと思います。

町長、最後にご答弁お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今、10番議員おっしゃっていただいたこと、とても大事な視点だと思っ
て受け止めさせていただきました。短期的には賃金の改善とか、職場環境の改善、様々
な、具体的に改善する項目あると思いますので、短期的にはそういった改善に取り組んでい
くということが大事だというように思います。

あとは中長期的には、先ほど5番議員から、介護老人保健施設のいろいろ、そのご指摘も
ありました。今のところは南会津会のほうに委託してますので、南会津会の運営に期待した
いというところがございますが、今後はやはり、そういった福祉であるとか、児童である
とか、様々な分野含めた中長期的なこともこれからは含めて考えていかなければならないとい
うふうに思っておりますので、短期的に改善を図っていくということと、中長期的には様々
なご意見をいただかなければなりません、少しまだ抽象的な答弁ですみませんが、そうい
った新たなあり方についても今後、今は南会津会に期待しながらも、その成果を見ながら検
討していくということも今後必要になってくるのかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、10番議員のご指摘、とても大切なことだと思いますので、鋭
意努力してまいりたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 18ページのブナセンター費ですけれども、先ほども年度末の調整と
いうことでしたが、1の、まず報償費、ブナセンター長60万、会計年度任用職員186万
5,000円、それからブナセンター館長業務委託料90万。この中身についてもう少し詳
しくお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 今ほどご質問いただきました点についてお答えさせていた
きます。

ブナセンター費、18ページの項目でございますが、ブナセンター長、それから会計年度
任用職員報酬ということで、こちらのほう減額をさせていただいておりますが、ブナセンタ
ー長については、今年度につきまして、任命のほうを適任者がいなかったために、なしとい
うことで、その報酬部分について減額をさせていただきました。会計年度任用職員について

は、専門職員が1名、当初の段階で人選をしたんですが、3月に、急遽、辞めることになりまして、4月から不在という形で、途中から別の専門職ではない職員を採用させていただきましたが、その差額等々で人数の分で減額をさせていただいております。

それから12の委託料のブナセンター課長業務委託料につきましては、ブナセンターの館長でございます紙谷先生の業務委託料になります。こちらにつきましては先生が携わったいただいた分で実績で積算をしまして、その分、支出をさせていただいておりますので、年度末に合わせまして、薪ボイラーのほうも並行してお願いをさせていただきまして別に出しておりますので、その辺りとの精算分が出てきまして、この90万円という額を減額させていただいております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 先ほどの10番議員と同じような中身になるかなと思うんですが、やはりあの、これ、決算じゃないんで、どこまで言ったらいいか、あれなんです、どちらにしても会計年度任用職員も、やっぱり給料、この場合だと報酬ですけど、低すぎるというのがまあ、働いている人といろいろ話してみると、そういう実感を持っているようです。そういう点では、臨時やパートというところから会計年度任用職員というふうに名称は変わったけども、実際の本人からしてみると、賃金が安いというのが、これ、皆さんの思っている中身だというふうに思ってますので、その辺はこれからの町の運営の中で、やっぱり只見町で長期にやっぱり住んでいただくというところも展望してやっていかないと、これは大変な、これから、人材の確保という点では難しいかなと。

私あの、個人的にというか、30歳以下の青年対象にアンケート取りました。で、共通しているのが、やっぱり賃金が安いというのが共通している皆さんのアンケートへの回答でした。これはやはり、そういうところをどうするのかという点では、今後のやっぱり町の大きな政策課題として大事なかなというふうに思ってますので、ここは検討お願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 先ほどは10番議員、ただ今、2番議員から、同様のご趣旨のご意見をいただきました。その点はまさにあの、課題だというふうに考えておりまして、内部で事務的な検討をしまして、新年度から、4月から、単純な物言いだと誤解生みますが、7・8

千円程度引き上げを、計算、4号法の引き上げを、その給料表の、会計年度職員の給料表ではありますが、そこで4号法の引き上げを4月はやっていきますので、ある程度の改善にはなるというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） ほかによろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第16号 令和4年度只見町一般会計補正予算（第13号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後の再開は1時ちょうどといたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（大塚純一郎君） それでは、午前に引き続き会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第8、議案第17号 令和4年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

朝日診療所事務長、吉津瑞穂君。

○朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） それでは、議案第17号についてご説明をいたします。

令和4年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第4号）については、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算それぞれ776万8,000円を減額し、総額をそれぞれ4億3,028万9,000円とするものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額については、第1表 歳入歳出予算補正でお願いしております。

繰越明許費がございまして、こちらについては第2表でお願いをしております。

一枚おめくりいただきまして、歳入。第1表の歳入歳出予算補正の歳入でございます。

診療収入から県の支出金まで、合わせて776万8,000円の減額でございます。

2ページ目が歳出となっております。こちら診療所費で合わせて776万8,000円の減額です。

3ページ目が繰越明許費となっております。診療所費、総務費、施設整備事業ということでは908万円です。これにつきましては、診療所の駐車場の整備を今年度予定をしておりますけれども、資材納入の遅れと、あと降雪によりまして年度内の工期の終了が見込めないということで繰越をお願いするものでございます。融雪後に工事のほうは再開をする予定であります。

続きまして、6ページ目から説明をいたします。

歳入です。診療収入、入院収入につきましては国民健康保険の収入から後期高齢まで、合わせて250万円の減でございます。年度末の収入見込みによる減額となっております。

続いて外来収入です。こちら国民健康保険からその他まで、200万3,000円の増でございます。

7ページ目にまいりまして、歯科外来収入です。こちらは社会保険からその他まで124万9,000円の減です。

その下段、その他の診療収入で検査収入ということでは2,000万円の増となっております。

ます。これについては主には新型コロナワクチンの接種に係る費用の増になっております。

最下段、訪問看護収入です。こちらについては72万8,000円の増を見込んでおります。

8ページ目にまいりまして使用料、手数料の文書料です。こちらは50万円の増を見込んでおります。

諸収入の雑入でございます。これにつきましては3,000万円の減ということで、当初、雑入として見込んでおりましたけれども、収入項目、その他の診療報酬等で収入のほうが明確となりましたので、今回、減額をさせていただきました。

県支出金の県補助金でございます。こちらについては275万円の増ということで、説明のほうにもありますが、大半が新型コロナウイルス関連の県の補助金となっております。

続いて、9ページ目、歳出でございます。

診療所費、総務費の研究研修費。こちらは73万3,000円の減です。こちらについてはコロナ等によって研修自体がなくなってしまったもの。あとはオンラインでの研修になったことによりまして旅費等が不用になったというものの減額でございます。その下、医師住宅費です。こちらは26万円の減ということで、研修医に対しての住宅の賃借料でございますが、こちらは12月で受入が終了したということでの減額となっております。

その下、医業費の医科管理費です。役務費については医師紹介手数料ということで、今年度中の支出の見込みがないということで減額をさせていただきました。続いて、委託料につきましては、医師の送迎用ということでバスの運転委託料を見込んでおりましたが、こちらでも支出の見込みなしということで減額をさせていただきます。使用料、賃借料についても今年度の支出の見込みはありませんので減額をさせていただくものでございます。

説明については以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 9ページの医業費の中の医師紹介手数料450万円の減額です。ここで支出の見込みがないので減額ですという説明がございました。ですが、これ、医師が不足しているという現状にずっと変わりはないわけで、何故この支出の見込みがなくなってし

まったのか、その辺のところを説明願います。

○議長（大塚純一郎君） 朝日診療所事務長、吉津瑞穂君。

○朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） ただ今の質問でございますけれども、こちら、医師紹介手数料ということで、診療所で働きたいという医師の方が雇用契約を結んだ際に紹介していただいた事業者のほうにお金を支払うんですけれども、現時点でそういったお話がきておりませんので、3月末までの支出はないということで今回減額をさせていただいているものです。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 決算に近い補正の時期なものですからお伺いしますが、医師・看護師不足については、ずっとまあ、続いているわけですし、今の質問にもあるとおりなんですが、これはあの、大変恐縮だとは思いますが、町長自身は県、福島県を除く、ほかの医療機関ないしは医師会ないしは教授も含めてですが、大体、昨年度、つまり4月からこれまでの間、どのぐらい要請されに行かれたのでありましょうか。大変、聞きづらい話ではありますが、非情にこの話と関連がありますのでお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 診療所の、施設特別会計に関して、医師不足の件ですが、医師不足は依然として続いておりまして、厳しい状態だというふうに認識しております。そのうえで、福島県に対しましては、病院局、病院局長並びに管理者、そして、福島医科大学につきましては理事長兼学長へ要望しておりますし、県立南会津病院では南会津病院長、それから、あとは様々な場面で南会津地方振興局長であるとか、そういった県関係者の方にお願いはしておるところでございます。

○7番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 福島医大の理事長兼学長につきましては、大変お忙しい方なので、毎年、一度は行っております。病院局は、この前は南会津病院の関係で要望活動、議長さん方並びにそれ以外にも単独でも行っております。それから南会津病院も、いずれも診療所の事務長と一緒にいきまして、現場の実務がよくわかる事務長と共にその辺のお願いは複数回お

願っております。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 再三申し上げますが、最終補正と認識しておりまして、その辺あの、私もあの、個人ですから個人的なんでしょうけれども、医療関係者と親しくさせている方が医大にも（聴き取り不能）いらっしゃいますが、やはり口を揃えておっしゃるのは、その病院なら病院あるいは自治体なら自治体、その責任者が、俗な言い方をすれば、下手な鉄砲も数撃ちゃ当たるといふことで、その数多く行くことによって、その実情がわかる。あるいは、こういう話も大変恐縮なんです、例えば大きな中央病院ですとか、会津竹田病院ですかね、お医者さん一人が動きますと、その周辺についていらっしゃる看護婦さん、あるいは複数のお医者さんが付いていく、といったようなこともあるんだそうです。なんで、非常にその、町長さんは公務の厳しい中、大変だとは思いますが、来年度に向けて、なんとか回数を、鉄砲も数多く打っていただきたいなど、そんなようなことを考えまして申し上げた次第であります。お気に障ればご勘弁を願いたいと思いますが、いろいろ事情がありますものですからお伺いいたしました。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 朝日診療所は、議員、十分ご承知のように、一次医療機関としての大切な国保診療所でございます。同じく南会津町には県立南会津病院、二次医療機関がございしますが、今般、病院長の先生が、その職を離れられるということで、後任の病院長を県の病院局で公募をされましたが、初回の公募締め切り時点では応募がなく、そういった厳しい状態が続いておりましたので、改めて町村長、議会議長と8人で行ったほかに、その後、さらにまた町村長4人で行っております。その、必ず4月には間に合うように、しっかりした、専任の兼務でない、専任の病院長の配置をお願いしますということで重ねて要望してまいりました。まずはその二次医療機関がしっかりしているということで、その関係性の中に朝日診療所も入ってくるわけでございますので、議員おっしゃったこと十分踏まえまして今後とも努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 一般質問のようになって大変恐縮ではありますが、先般の、確か、施政方針だったかと思うんですが、200床未満の救急応需の関係について、大変危惧される表現がありました。それ、具体的に、例えばそのことについて来年度予算とあって、そう

いう中で詳細は明らかになっているのでしょうか。現時点で心配しておかないと、つまり南会津病院も200床以下ですから、救急車は若松まで行かなくちゃならないというような事態になるわけです。そんなわけで情報があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今、南会津病院はホームページ見ていただくとわかりますが、今の佐竹院長先生は断らない救急ということの方針として掲げて、南会津病院の運営に大変ご努力されていらっしゃいますし、院長先生自ら週1回、朝日診療所に応援の診療に来ていただいております。本当にあの、御礼をいくら申し上げても本当に有難い先生でございます。そういった先生が今般、3月末でそういうご退任されるという話あったものですから、急遽の対応をさせていただいたということ一つ。

あと、これはあの、朝日診療所に関係していらっしゃる医師の方からいろいろ情報がありまして、今申し上げた200床以下のこの情報がありますよということを医師からも連絡ありました。私自身もいろいろ、厚生労働省のホームページとか、いろいろ調べました。確かに今、国のほうでは医師の働き方改革ということが令和6年度からということで迫っておりますし、そういった中で、一方で三条市の基幹病院、まさにそうですが、救急車は基幹病院に行くと。そして、一般外来のところと住み分け、役割分担を明確にしていきたいと思いますというのが国の方針のようでして、そういった中で一つの線としてベッド数200床以下のところは必ずしも24時間救急受け入れなくてもいいと、もうそういったところはまっすぐ基幹病院に行くんだという考え方で整理がされようとしておりますので、そういった情報を医師からも情報いただきましたし、私もそういったことで確認しましたということを申し上げましたので、今後、その辺の情報をしっかりと注視しながら、把握しながら、その対応については、その点はいろんな先生方と意見交換させてもらってますし、今般、新聞にも、今日ですか、昨日ですか、一昨日ですか、出ましたが、県立宮下病院につきましても病院から診療所ということで、三島町内、国道沿いに移って、訪問診療、在宅診療のほうに力を入れるという形態にされるようでありますので、様々な情報をしっかりと把握した中で、只見町の診療体制のあり方、救急体制、先般、消防長参りまして説明しましたが、やっぱり、そういったいくつかのものを、まさに俯瞰的に、一体的に捉えた考え方が必要だと思っておりますので、またあの、新たな情報がありました時には機会を捉えて皆様方にご説明申し上げ、またご意見をちょうだいし、望ましい方向に向かって努力していきたいというふうに考えております

ので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） これは確認ですが、所信表明の際に、200床未満のベッド数…

○議長（大塚純一郎君） 酒井議員、4回目になります。

○7番（酒井右一君） 許可いただいたのでお話しする…

○議長（大塚純一郎君） 私、今指名しましたので、どうぞ、やってください。

○7番（酒井右一君） そういうわけで、いわゆる時限を決めた話ではなくて、その国の方針も、いわゆる行政通達かなんかあったわけではなくて、あるいはあの、県の医療計画書に載っているわけでもなくて、そういった考え方が今、国なり周辺であるということを所信表明の際に披瀝されたのですかということを確認のためにお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 施政方針ではそのことは申し上げなかったと思いますが、別の時、一般質問か何かの時に確かに申し上げたかもしれませんが、施政方針ではございません。ただ、そういった情報が確かにあるということは確認しておりますので、そういった今後の、令和6年度からの医師の働き方改革に伴う中で厚生労働省のある審議会の中で検討されている、そういうのも出てまいりますので、すみません、ご理解いただきたいと思います。また、その都度都度お願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 9ページの医師住宅費の関係で関連質問させていただきたいと思うんですが、診療所の敷地内にある4棟の医師住宅、棟数は一つですけど4部屋ある。途中、新型コロナウイルスの発熱外来対応で、前、ドクターが専用に来られた時の部屋、発熱外来するという事で、実質、途中からまた診療所の中でパーテーション設けて、それからあとは車の中での対応とか、対応変わってきたと思うんですが、あそこの医師住宅の扱いは今後どんなふうになるのか、この間の位置づけと、これからの方向性、どうなるのか、そこを教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 朝日診療所事務長、吉津瑞穂君。

○朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） 診療所前の医師住宅につきましては、現在も発熱外来ということで一室は設けてございます。ただあの、冬期間におきましては、どうしても除雪が伴うということで、基本的にはドライブスルーでの発熱外来及び診療所の発熱外来入り口を

別途設けておりますので、そちらで冬場については行っております。4月以降、雪解けになりましたならば、制度が今までどおりであれば、再度、発熱外来として一室につきましては利用する予定にしております。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） そうしますと、雪解け後は一室、発熱外来で適用すると。それ以外の3部屋の扱いというのはどんなふうになっていくのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 朝日診療所事務長、吉津瑞穂君。

○朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） その他の3部屋につきましては、現状、使用の予定はございません。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第17号 令和4年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第9、議案第18号 令和4年度只見町介護保険事業

特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 議案第１８号 令和４年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）であります。

歳出予算の補正。第１条、既定の歳出予算の総額７億９，５８９万９，０００円のうち、１９９万４，０００円を科目更生するものであります。

２項といたしまして、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第１表 歳出予算補正によるものであります。

１ページをご覧ください。第１表であります。歳出予算補正であります。歳出でございますけれども、補正額は科目間の科目の更生ということでゼロでございます。

２ページでございますが、歳出補正予算事項別明細書でございます。

内容につきまして３ページからご説明いたします。

款の２、保険給付費、目の５、施設介護サービス給付費でございますけれども、１９９万４，０００円の減額であります。実績見込みによる減額であります。

続いて、下段の介護予防サービス等諸費でございますけれども、目の１、介護予防サービス給付費１０８万７，０００円の増額。３目の地域密着型介護予防サービス給付費８０万７，０００円。目の７、介護予防サービス計画給付費５万円の増額。総額で、合わせまして１９４万４，０００円の増額でお願いものであります。

４ページをご覧いただきたいと思えます。項の６、特定入所者介護サービス諸費でありますけれども、目の３、特定入所者介護予防サービス費５万円の増額でございます。いずれも実績見込みによる増額でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第18号 令和4年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第19号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第10、議案第19号 令和4年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 議案第19号 令和4年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算の補正。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ735万3,000減を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,564万1,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は第2表 地方債補正によるものであります。

1ページをご覧いただきたいと思っております。歳入歳出予算補正。歳入でございます。款の1 サービス収入から款の7町債までで、補正額、歳入合計735万3,000円の減額でございます。

続いて2ページご覧いただきたいと思います。歳出でございます。款の2施設整備費から6予備費まで、735万3,000円の減額でございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。第2表 地方債の補正でございます。過疎対策事業債を190万から150万、介護サービス事業債も同額で変更してございます。

続いて、6ページご覧いただきたいと思います。歳入であります。

サービス収入であります。1目、居宅介護サービス費収入、そして2目の施設介護サービス費収入、実績の見込みで2,985万1,000円の減額を見込んでございます。こちら先ほどもお話しさせていただきましたが、コロナの影響による収入減でございます。

続いて、その下になりますけれども、2項の自己負担金収入。こちらのほうも併せてマイナス349万4,000円。

その下の使用料及び手数料でありますけれども、630万1,000円の減額の見込みとなっております。

そして、7ページになりますけれども繰入金。先ほど一般会計のほうでもご説明いたしましたけれども、今まで基金のほう一般会計からの繰入について、この運営に関する分につきましては、施設の基金のほうで利用しておりましたけれども、今般、6,500万円の繰入をお願いしているものでございます。2の基金繰入金でございますけれども、こちらのほう補正額マイナス3,191万7,000円となっております。こちら、介護老人保健施設運営基金でございますけれども、3年度末で6,921万9,000円余りございました。そのうち退職手当積立基金が3,414万6,000円余ありまして、そちらのほう、退職積立の分につきましては、平成14年の退職金の補填に関する協定に基づきまして維持しておかなければなりませんので、こちらのほうを戻すような形になってございます。

続きまして、その下になりますけれども、町債でございますけれども、合わせて80万円の減額となっております。

8ページ、歳出でございます。

施設整備費でございますけれども、工事請負費でございますけれども、電気工事の減額分で620万。そして、備品購入費の減額で88万8,000円でございます。こちらのほうベッドの購入等に充ててございました。こちらのほう請け差による減額になってございます。

下にまいりまして公債費については1万円の、これは財源の振り分けでございます。違いますね、補正ですね、1万円の利子の、長期債の償還利子の補正でございます。

予備費 27万5,000円の減額で調整させていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 先ほどあの、午前中の質問の中でも6,500万の繰入金の話ありましたが、7ページの一般会計繰入金6,500万。で、その下の基金繰入金が3,154万2,000円。これ、当初で予定されていたものを減額し、新たに一般会計のほうからの繰入で6,500万やるということで、退職給付の関係とか当初予算にも関わること。それからあと運営に係わることもあると思いますので、それは（聴き取り不能）なんですけど、今回、その基金の残額含めて、一般会計で基金の繰入をされるという考え方をもう一度お願いします。保健福祉課長もしくは財政関係ですので財政担当課長でもいいんですが、よろしくお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 今ほどのお質しでございます。

当初予算、令和4年度の当初予算を編成する際に、基金からの繰入を6,500ぐらいだったと思います。ちょっと、繰入をさせていただく、予算編成をさせていただきました。ただ、その基金の残高の中には先ほど保健福祉課長申し上げましたように、退職の部分、退職手当の部分のお金が入っていると。それは今年度残しておかなければいけない部分がございますので、当初予算編成の時に気が付けばよかったんですが、そこまで食ってしまった額を繰入れで予算編成をしてしまったものですから、今回、整理をさせていただいて、基金残高は退職部分を確保したうえで、不足部分について今回、一般会計からの繰入ということで整理をさせていただいたものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 以前から話あるんですが、退職給付の関係が（聴き取り不能）もございます。やはり基金の分がだいぶ、枯渇というか、本当なくなってきておりますので、一般会計含めてのこれから財源充当っていうのが続くような感じが見えるんですが、運営の部分も、いわゆる通常の運営の中での赤字なのか。それとも維持的な、投資的な部分での赤字が

出てきたのか。その辺も今後、当初の中でまた質問するようになりますが、今回まあ、大変な財源充当があったということで、内容については理解しました。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第19号 令和4年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第20号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第11、議案第20号 令和4年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 議案第20号 令和4年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、予算総額からそれぞれ402万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億7,098万4,000円とするものです。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の金額につきましては、第1表 歳入歳

出予算補正によるものです。

1 ページをお開きいただきたいと思います。第1表の歳入歳出予算補正でございます。款の6繰入金、8の諸収入、それぞれ減額して合計で402万4,000円の減額を予定しております。

2 ページにまいりまして歳出でございます。款の1、維持管理費から3の予備費まで、合計で402万4,000円の減額でございます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございますが、款の6繰入金、1目、他会計繰入金でございます。一般会計繰入金として長期債償還金ということで公債費利子分、精査による2万5,000円の増でございます。事業費といたしまして331万1,000円の減額。事業確定によるものでございます。

8 款の諸収入、雑入でございますが、物件移転補償費73万8,000円の減ですが、こちらにつきましては国道改良に伴います物件移転の関係でございますけれども確定による減額でございます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。

款の1、維持管理費。1目、維持費でございますが、こちらにつきましては水道メーター交換工事確定による35万円の減。

3 項の設備整備費。1目、設備整備費でございますけれども、測量設計委託料102万6,000円の減。こちらにつきましては一般会計でありました情報通信関係の測量設計について未実施ということで減額でございます。14節の工事請負費でございます。施設整備工事、消火栓移設等工事につきましては確定による減でございます。

2 款の公債費。2目、利子でございますが、精査により長期債償還利子2万5,000円の増でございます。

7 ページにまいりまして予備費10万5,000円を増額して予算を調整してございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第20号 令和4年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第12、議案第21号 令和4年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案第21号 令和4年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正として、第1条、既定予算の総額からそれぞれ1,305万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億1,365万8,000円とするものでございます。

2項として、歳入歳出予算補正の款項の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

繰越明許費として第2条、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費によるものです。

地方債の補正として第3条、地方債の変更は第3表 地方債補正によるものです。

1 ページをお開きをいただきたいと思います。第1表 歳入歳出予算補正でございます。款の3、県支出金から8の町債まで、合計で1,305万5,000円を減額をするものです。

2 ページにまいりまして歳出でございますが、款の2、施設整備費から4の予備費まで、合計で1,305万5,000円を減額するものでございます。

3 ページにまいりまして、第2表 繰越明許費でございます。事業名としては施設整備事業、集落排水施設機能強化事業、それぞれ二つございます。まず施設整備事業でございますけれども、こちらについては県発注の国道改良工事に伴う支障物件移転工事、調整工事になります。マンホールの調整なんですけれども、県事業が繰越になったことから本事業について繰越をお願いするものです。集落排水施設機能強化事業につきましては、梁取と明和地区の処理場の統合するために工事を行っておるわけでございますが、外工事については完了してございますが、ポンプ制御盤の製作工につきまして資材等が入手が年度内にできないというようなことで、この部分についてのみ繰越をお願いするものでございます。

4 ページにまいりまして、第3表 地方債補正でございます。過疎対策事業と下水道事業につきまして、それぞれ50万円の限度額の減額をお願いするものでございます。

7 ページをご覧をいただきたいと思います。歳入でございます。

款の3、県支出金。1目、農林水産業県補助金でございますが、こちらにつきましては県補助の確定による1,007万円の減額でございます。

款の5、繰入金でございます。一般会計繰入金につきましては長期債償還費、一般会計繰入金ですが、公債費利子分の精査による1万5,000円の増でございます。

8 款の町債でございますが、一般会計債、2の公営企業債。どちらについても150万円を減額をするものです。

8 ページをご覧いただきたいと思います。3の歳出でございます。

款の2、施設整備費。1目の施設整備費でございますが、委託料で171万8,000円の減額でございますが、測量設計委託料。こちらにつきましては確定による減額でございます。委託料、機能強化実施設計委託料につきましても確定による減額でございます。工事請負費1,184万4,000円については請け差減でございます。

款の3、公債費でございますが、2目、利子。こちらについては長期債利子。精査による1万5,000円の増。

4 款の予備費でございますが、49万2,000円を増額して調整をさせていただいております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第21号 令和4年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りをいたします。

日程第13、議案第22号 令和5年度只見町一般会計予算から、日程第22、議案第31号 令和5年度只見町朝日財産区特別会計予算までは、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第31号までは、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

それでは、予算特別委員会の正副委員長は委員会条例第7条第2項の規定により、委員の

互選により決するとありますので、委員会で互選をお願いいたします。

なお、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第8条第2項により、互選に関する職務は年長の委員が行うと規定されておりますので、三瓶良一委員に臨時委員長をお願いいたします。

予算特別委員会の場所は本会議場といたします。

委員会の正副委員長が決まり次第、議長に報告をお願いいたします。

ここで予算特別委員会正副委員長選任のため、暫時、休議いたします。

当局は暫時、退席を願います。

〔当局 退席〕

休憩 午後1時47分

再開 午後2時47分

○議長（大塚純一郎君） 定刻よりちょっと早いですが、皆さんお揃いですのでただ今より開議します。

予算特別委員会の委員長に山岸国夫君、副委員長に酒井正吉郎君が選任されましたのでご報告いたします。

ここでお諮りをいたします。

ただ今、予算特別委員会に付託いたしました議案第22号から議案第31号までは、会議規則第46条第1項の規定によって、3月9日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第31号までは、3月9日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定しました。

審査を終了次第、委員長の責任において審査結果の報告書を作成し、議長に提出されるようお願いをいたします。



◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

（午後 2 時 2 9 分）

